

みよし市公平委員会議事録

日時 平成31年3月5日(火)

開会 午前10時

閉会 午前10時20分

場所 みよし市役所5階特別会議室

出席者(公平委員会)

委員長 藤本光夫

委員 村上雅則

委員 倉橋洋子

(事務局)

総務部長 原田清明

総務課副主幹 塚崎 仁

総務部次長 廣瀬邦仁

総務課主査 福上慎吾

総務課主幹 坂口慶臣

次第

1 挨拶

2 議題

職員団体登録事項の変更について

3 その他

名 前	内 容
総務課長	<p>委員の皆様お揃いですので、ただ今から平成30年度第3回みよし市公平委員会を開催します。</p> <p>はじめに、藤本委員長から御挨拶をいただきたいと思います。</p>
委員長	<p>委員長挨拶</p>
総務課長	<p>それでは、議題に入っていきたいと思いますが、委員長の進行により、議事を進めていただきたいと思います。委員長よろしくお願ひします。</p>
委員長	<p>出席委員3名で、地方公務員法第11条第1項に基づき定足数に達しておりますので、ただいまより、平成30年度第3回みよし市公平委員会会議を開会いたします。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>議題「職員団体登録事項の変更について」、事務職員より説明してください。</p>
総務課副主幹	<p>それでは、議題「職員団体登録事項の変更」について、説明します。</p> <p>資料1ページを御覧ください。平成31年2月11日付けでみよし市教員組合から、みよし市職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき、役員の改任に伴う職員団体役員改任届が資料3ページから5ページまでのとおり公平委員会に提出されています。</p> <p>公平委員会では、既に登録を受けている職員団体からこのような届出が提出された場合には、地方公務員法及びみよし市職員団体の登録に関する条例の規定に基づき、その届出手続と記載内容に問題がなければ、その変更内容を登録し、当該職員団体に通知することになっています。</p> <p>今回、変更の内容について委員の皆様を確認していただきたい</p>

点が3点あります。資料2ページの地方公務員法第53条第3項及び第4項の下線部に、この3点の規定があります。

1点目は、役員選挙が、組合の全ての構成員に対し投票に参加する機会が与えられ、それが直接かつ秘密の投票で実施されているかどうかという点になります。

2点目は、当選した役員が、投票者の過半数以上の票を獲得しているかどうかという点になります。

3点目は、職員団体が同一の地方公共団体の職員のみによって組織されているかどうかという点になります。

まず、1点目の「役員選挙が、組合の全ての構成員に対し投票に参加する機会が与えられ、それが直接かつ秘密の投票で実施されているかどうか」につきましては、資料4ページの役員改任証明書によって確認していただくことができ、公示日は平成31年1月10日、投票日は平成31年2月4日に実施され、組合員総数288名に対して249名が出席し、投票方法は1人1票直接無記名となっております。

次に2点目の「当選した役員が、投票者の過半数以上の票を獲得しているかどうか」については、資料5ページの投票結果に記載のとおり投票総数249名に対し、立候補者それぞれの信任票数が、投票総数の過半数を超えていることがわかります。

最後に、3点目の「同一の地方公共団体の職員のみによって組織されているかどうか」についての確認につきましては、事務職員の方で教育委員会の方に問い合わせ、同一の地方公共団体の職員のみによって組織されていることを確認しました。

今回提出されました届出を委員の皆様にご確認いただきまして、御承認がいただければ、本日登録を行いまして、資料6ページでございます案のとおり、本日付けでみよし市教員組合に通知させていただきたいと思っております。

以上、説明とさせていただきます。

委員長

ありがとうございました。

ただ今、議題の説明がありましたが、質問がありましたらお願い

委員長	いします。 3 ページの表に記載の役員の方の住所を見ると、みよし市以外に住所がある方も多いようですが、市の職員はどのようなのですか。
総務部長	市の職員は、市内に住所がある者が比較的多いですが、近年採用した者は、市外に住所がある者が多くなってきています。
村上委員	今回12人の役員が改選されていますが、役員の定足数はどのようなのですか。
総務課副主幹	今回は役員が一斉に改選され、12人の方が選任されたと聞いています。
倉橋委員	再任される方もいるのでしょうか。
総務課副主幹	再任される方もいると聞いています。
村上委員	職員団体なので争議権が制限されているかと思いますが、この団体の活動内容はどのようなものになるのでしょうか。他の団体では、いじめが原因で自殺したりする事案もあると聞きますが、そのような場合に何か関与することがあるのでしょうか。
総務課副主幹	公平委員会では職員からの苦情相談を行っています。パワハラのような事案があった場合に、職員から苦情相談があれば、話を聞き、措置をすることとなります。
総務課主幹	教員組合の場合は、県職員である教員は県人事委員会に、市職員である教員は市公平委員会に相談を行うこととなります。
村上委員	非常勤の職員も組合員になれるのでしょうか。
総務課主幹	非常勤の職員も地方公務員法が適用される場合は、組合員とな

委員長	<p>ることはできます。</p> <p>他に質問はないでしょうか。それでは、この議題については承認するものといたします。</p> <p>本日予定していた議題につきましては終了しました。他に連絡事項等がありましたらどうぞ。</p>
総務課副主幹	<p>全国公平委員会連合会から会報が届きましたので、各委員の席に配付しました。</p>
委員長	<p>それでは、これを持ちまして本日の公平委員会は閉会いたします。</p>
総務課長	<p>ありがとうございました。公平委員会の議事録には、委員の皆様様の署名が必要です。後日、議事録を作成し、御署名を願いますので、よろしく願いいたします。</p>

上記議事録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月5日

みよし市公平委員会

委員長 藤本光夫

委員 村上雅則

委員 倉橋洋子